

介護保険の新しい総合事業とコミュニティソーシャルワーク ——滋賀県守山市における学区社会福祉協議会の取り組み——

東海大学 高木俊之

1 目的

本報告の目的は、2015年度の介護保険改正によって市町村が取り組むことになった「新しい総合事業」について、「学区社会福祉協議会」を「第2層協議体」に位置づけている滋賀県守山市社会福祉協議会の取り組みと地域住民組織のあり方について考察することにある。2015年度の介護保険改正は、「B型」として「有償・無償のボランティアなどにより提供される住民主体による支援」で要支援者に対する生活支援やサロン活動を行うことを期待している。しかも、介護保険の事業として行うには、保険者である市町村全域でその事業が実施できる体制を整えることが必要になってくる。しかし、新しい総合事業へ移行するための猶予期間とされた2017年度末までに、住民ボランティアなどによって主体的に運営される仕組みを、市町村内の全域で軌道に乗せたか、あるいは乗せつつある自治体はほんの僅かに過ぎない。本報告は、法制度のようなマクロな視点でなく、地域社会というメソレベルで分析するのが社会学の強みであると考え、介護保険制度の改正を地域社会から見て、まちづくりや市民活動活性化のきっかけに役立てようとしている事例として滋賀県守山市における学区社協の取り組みを紹介することにする。

2 方法

2019年2月19日に行った守山市社会福祉協議会担当者へのインタビューおよび現地調査に基づき、収集した関連資料によって裏付ける。

3 結果

滋賀県守山市は、1970年に1町6村が合併して市制施行したが、その時点で7つの小学校が存在していた。守山市制とともに7学区になった後早々に、守山市社会福祉協議会はこの7つの学区を単位に学区社協を組織していった。それに加えて、1980年から守山市役所は行政主導で小学校区および70の自治会単位に「まちづくり推進会議」設置して、市民活動部会で健康福祉に関する活動も行うことにした。次に1993年から5年間、「ふれあいのまちづくり事業」を国庫から補助を受けて進めた。その際に、これから高齢化が進んでいくことが予想されるので、民生委員に加えて地域のニーズを細部にわたって把握するために「福祉協力員」を設置することにした。その推薦依頼は市内70の自治会に行っている。さらに守山市が独自に設けたのは「地域福祉推進委員」である。これは守山市内7つの小学校区に各1名が配置され福祉協力員への助言を行っている。各学区には地区会館が拠点として設置され、市嘱託職員のコーディネーターが事務局を担っている。こうした中、河西学区の公民館で行われた料理教室を端緒にして、前出の「ふれまち事業」の終了とともに市が助成してサロン活動も行われるようになった。

4 結論

このような市民活動の下地があった中、2015年度の介護保険改正によって「学区社会福祉協議会」が「第2層協議体」に位置づけられたのである。そこで、コミュニティソーシャルワークとは、地域に顕在的・潜在的に存在する生活上のニーズを把握して、制度化されたフォーマルケアにつなぎ、足りない部分はインフォーマルケアを活用すると要約する（中島修，菱沼幹男編，2015:6-7）。それならば、守山市と守山市社協の学区社協を単位としたこれまでの取り組みは、コミュニティソーシャルワークに他ならないと結論づける。

文献

中島修，菱沼幹男編，2015，『コミュニティソーシャルワークの理論と実践』中央法規出版。

